

一宮研伸大学 後援会会則

(名称)

第1条 本会は、一宮研伸大学後援会（以下「本会」と略称）と称する。

(事務所)

第2条 本会の所在地と事務局は、一宮研伸大学内（愛知県一宮市常願通五丁目4番1）に置く。

(目的)

第3条 本会は、一宮研伸大学の教育・研究事業および学生生活の支援を行うとともに、会員の親睦を図り、家庭との連絡を密にし、大学の発展と教育の充実を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学生の教育研究活動への助成
- (2) 看護師国家試験合格のための支援
- (3) 学生の学業・課外活動および福利厚生事業に対する助成
- (4) 学生教育に関する講演会、研究会等の開催
- (5) その他、目的達成に必要と思われる事業

(会員)

第5条 本会の会員は、次の2種とする。

1. 正会員 学生の保護者
2. 特別会員 本会の趣旨に賛同し、会費を納入した者

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名
3. 理事 若干名（1名は常任理事とする）
4. 書記・会計 若干名
5. 監査 2名
6. 顧問 若干名

(役員を選任)

第7条 本会の役員は、毎年定期総会において互選又は推薦する。

(役員任期)

第8条 役員任期は1年とし、再選を妨げない。役員に欠員が生じた場合は、役員会において推薦し、任期は前任者の残任期間とする。

(顧問の推薦)

第9条 本会に顧問を置く。

1. 学長を、顧問とする。
2. その他の顧問は、役員会の推薦により会長がこれを委託する。

(役員の仕事)

第10条 本会の役員の仕事は、次のとおりとする。

1. 会長は会務を総理し、会議のときは議長となる。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその代理となる。
3. 理事、常任理事は、事業計画、予算、決算、その他本会の重要事項を審議する。
4. 書記・会計は、会務及び会計を処理する。

第11条 顧問は、会長の諮問に答ずる。

(会議)

第12条 本会の会議は、総会と役員会とする。

第13条 総会は、定期総会と臨時総会とする。定期総会は、毎年1回年度始めにこれを開き、役員を選出、新年度の計画の決定、その他重要事項を審議する。

第14条 臨時総会は、役員会において必要と認めた時又は会員の3分の1以上の申し出があった時、会長はこれを招集する。

第15条 会議は、会員の過半数(委任状を含む)をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決定する。可否同数の時は、議長の決するところによる。

(役員会)

第16条 役員会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、必要に応じて会長はこれを招集し、次の事項を審議する。

1. 事業計画及び予算の原案
2. その他総会に附属する事項の原案

(会計)

第17条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日とする。

(会費)

第18条 本会の経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもって充てる。

1. 本会の会費の納入は年度頭初とし、既納の会費は返却しない。
2. 年会費を10,000円とする。

(設立)

第19条 本会の設立は、平成29年4月1日とする。

(改正)

第20条 この会則の改正は、総会で行う。ただし、改正を議決するには出席者の過半数の賛成とする。

附 則

この会則は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この会則は、平成30年4月1日より施行する。